

改正

令和3年8月12日要綱第118号

令和4年7月1日要綱第45号

令和4年11月1日要綱第89号

武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の11第1項の規定に基づき地域子育て支援拠点事業を行う者に対して、当該地域子育て支援拠点事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助することにより、地域社会全体による子育てに必要な支援を充実させるとともに、児童の健全な育成に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業であって、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域の乳幼児又は幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所の提供及び交流の促進
- (2) 子育て等についての相談、情報の提供、助言その他の援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、武蔵野市内において補助対象事業を行う者（指定管理者、市からの委託により補助対象事業を行う者及び他の要綱等に基づき補助対象事業を行う者を除く。）であって、当該補助対象事業の開始につき社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による届出を行っているものとする。

2 補助対象者は、補助対象事業を行うにあたり、地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年5月29日付け雇児発0529第18号別紙）に定めるところによるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 補助対象事業の実施中の事故に備えるため、保険に加入すること。
- (2) 利用者の自己負担が生じる場合にあっては、原材料等の実費負担及び受益者負担を考慮のうえ決定すること。

- (3) 利用者の安全に十分配慮すること。
- (4) サービスの提供及び安全管理に必要な設備を室内に設置すること。
- (5) 地域住民、地域の特定非営利活動法人等を補助対象事業に参加させる等、地域参加型の事業運営に努めること。
- (6) 補助対象事業に係る経理について、運営日誌、経理に関する帳簿その他の必要な書類を備え付けること。
- (7) 利用者のプライバシーの保護及び個人情報の取扱いに十分留意するとともに、職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (8) 職員に対し、研修の機会の提供、勉強会の開催等により、職員の資質を向上させ、その提供するサービスの質の向上を図ること。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日付け府子本第474号別紙）別紙の表地域子育て支援拠点事業の項に定める基準額と、同項に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額を限度とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。

2 前項の場合において、補助対象事業を実施する施設として使用する建物に賃借料（管理費及び共益費を含む。）及び更新料が発生する場合は、前項の補助金に加えて補助金を交付するものとし、当該補助金の額は月額250,000円を上限とする。この場合において、当該建物は、補助対象事業を実施することを目的として賃借し、当該事業の用に供するのに必要な範囲に限る。

3 前2項の場合において、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付申請等の手続は、武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）の定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。次条において「条例」という。）

第2条に定めるところにより、申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、当該審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和49年9月武蔵野市規則第19号)第3条の規定により、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに市長に対し請求書を提出するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 交付決定者は、第6条の規定により交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金(変更・廃止)申請書(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき(前条の規定により補助事業を廃止したときを含む。)又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了日又は終了日から30日以内に武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金実績報告書(第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による提出があったときは、当該提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。ただし、当該額が交付決定を受けた補助金の額と変更がないときは、当該通知を省略することができる。

2 前項本文の場合において、交付決定を受けた補助金の額が確定した補助金の額を超えるときは、

交付決定者は、当該超える額を速やかに市長に返還しなければならない。

(検査及び情報公開)

第11条 交付決定者は、市長が補助事業の運営、経理等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 交付決定者は、ウェブサイトの利用その他の方法により、補助事業に関する情報を市民に公開しなければならない。

(是正勧告)

第12条 市長は、補助事業の運営において市、利用者又は第三者への不利益又は不適切な行為となる事実が確認された場合は、交付決定者に対して是正勧告を行うことができる。

(補助の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を廃止したとき又は実施しなかったとき。
- (4) 前条の規定による是正勧告に係る措置をとらなかったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年8月12日要綱第118号)

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

付 則 (令和4年7月1日要綱第45号)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則 (令和4年11月1日要綱第89号)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。